

## 第1章 総則

### (商 号)

**第1条** 当会社は、auコマース＆ライフ株式会社と称する。  
2. 英文では、au Commerce & Life, Inc.と表示する。

### (目 的)

**第2条** 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) インターネットのコンテンツの企画・制作・運営
- 2) インターネットを利用した通信販売業及びインターネットオークションの企画、運営
- 3) インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託
- 4) インターネットに関する総合コンサルティング業務
- 5) 通信販売
- 6) 金地金の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに保管業務
- 7) 家庭用電化製品、情報通信システムに係る機器、及び装置類の企画、製造、販売及び輸出入
- 8) 農水畜産物、果実、食料品、加工食品、飲料水の企画、製造、販売及び輸出入
- 9) 医薬品、医薬部外品、健康食品、衛生用品、化粧品の企画、製造、販売及び輸出入
- 10) 紳士服、婦人服、子供服等の各種衣料用繊維製品及び宝石、貴金属、装飾装身具、室内装飾品、装飾雑貨、家具、服飾雑貨品、日用雑貨品、玩具等の企画、製造、販売及び輸出入
- 11) 古物の売買
- 12) 商品券、その他の金券の発行、売買、輸出入及び仲介
- 13) 各種イベントの企画、制作、運営、管理
- 14) 広告代理業又は広告業
- 15) 経営、投資及び資産運用に関するコンサルティング
- 16) 旅行業法に基づく旅行業
- 17) 旅行業法に基づく旅行業者代理業
- 18) 酒類の企画、製造、販売及び輸出入
- 19) 倉庫業及び通関業
- 20) コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、保守、管理、運用
- 21) 前各号に附帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

**第3条** 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

## (公告方法)

**第 4 条** 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法による。

## 第 2 章 株式

### (発行可能株式総数)

**第 5 条** 当会社の発行可能株式総数は、100 万株とする。

### (株式全部の譲渡制限)

**第 6 条** 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。

### (株券の不発行)

**第 7 条** 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (自己株式の取得)

**第 8 条** 当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主から、その有する株式の全部又は一部を取得することができる。  
2. 前項の場合には、その特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

### (相続人等に対する売渡しの請求)

**第 9 条** 当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、その株式を会社に売り渡すことを請求することができる。

### (株式の取扱規程)

**第 10 条** 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款の定めるところによるほか、当会社の定める株式取扱規程による。

### (基準日)

**第 11 条** 当会社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載され又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利行使することのできる株主とする。  
2. 前項に定めるもののほか、当会社は、必要がある場合には、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

## 第 3 章 株主総会

## (招集時期)

**第 12 条** 当会社の定時株主総会は毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

## (招集権者及び議長)

**第 13 条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

## (株主総会の決議)

**第 14 条** 株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合のほか、会社法第 309 条その他の法令の定めるところによる。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

### (取締役会の設置)

**第 15 条** 当会社は、取締役会を置く。

### (取締役の選任)

**第 16 条** 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

**第 17 条** 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

**第 18 条** 当会社は、代表取締役を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定し、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

## (取締役会の招集権者および議長)

**第 19 条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

## (取締役会の招集通知)

**第 20 条** 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  
2. 取締役会を招集するものは、必要に応じて取締役に対して取締役会の招集通知を発する。

## (取締役会の決議方法)

**第 21 条** 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

## (取締役会の決議の省略)

**第 22 条** 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

## (取締役会議事録)

**第 23 条** 取締役会議事録については、法務省の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名しなければならない。

## (取締役会規程)

**第 24 条** 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## (取締役の報酬等)

**第 25 条** 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## (非業務執行取締役の責任限定)

**第 26 条** 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、非業務執行取締役（業務執行取締役でない取締役をいう。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

### (監査役会の設置)

**第 27 条** 当会社は、監査役を置く。

### (監査役の員数)

**第 28 条** 当会社の監査役は、3名以内とする。

### (監査役の選任)

**第 29 条** 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

**第 30 条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (監査役の報酬等)

**第 31 条** 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任限定)

**第 32 条** 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 会計監査人

### (会計監査人の設置)

**第 33 条** 当会社は、会計監査人を置く。

### (選 任)

**第 34 条** 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (任 期)

**第 35 条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### (会計監査人の報酬)

**第 36 条** 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

## 第 7 章 計算

#### (事業年度)

**第 37 条** 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

#### (剰余金の配当)

**第 38 条** 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載され又は記録された株主又は登録株式質権者に、剰余金の配当をすることができる。

2. 当会社は、前項に定める場合のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### (配当の除斥期間)

**第 39 条** 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の剰余金の配当には利息を付さない。

## 第 8 章 雜則

#### (補充規定)

**第 40 条** この定款に定めのない事項は、会社法その他の法令に従うものとする。

#### 付 則

2010 年 10 月 18 日 制定

2010 年 11 月 1 日 変更

2011 年 3 月 29 日 変更

2012 年 2 月 10 日 変更

2012 年 10 月 31 日 変更

2013 年 6 月 28 日 変更

2013 年 12 月 25 日 変更

2014年4月22日 変更  
2014年6月26日 変更  
2015年5月12日 変更  
2016年6月21日 変更  
2017年3月31日 変更  
2017年6月20日 変更  
2018年12月13日 変更  
2019年4月1日 変更  
2021年4月1日 変更  
2021年6月18日 変更